
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応（税効果会計）**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 当委員会は、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール（IIR）に係る取扱いを定めた「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 3 号）（以下「令和 5 年法律第 3 号」という。）に対応して、2023 年 3 月 31 日に実務対応報告第 44 号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 44 号」という。）を公表し、実務対応報告第 44 号の適用を終了するまでの間、税効果会計の適用にあたっては、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととした。
3. 2023 年 12 月 14 日に与党税制調査会より公表され、2023 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 6 年度税制改正大綱」において、所得合算ルール（IIR）に係る取扱いについて見直しが行われ、また、経済協力開発機構（OECD）において 2024 年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ令和 7 年度以降の税制改正での法制化を検討することとされている。
4. 前項に記載した令和 6 年度以降の税制改正の動向を踏まえて、第 89 回税効果会計専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）及び第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）において、グローバル・ミニマム課税制度に関する令和 6 年度以降の税制改正に対応して、令和 5 年法律第 3 号で定められた所得合算ルール（IIR）に関する取扱いのみならず、軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule（UTPR））及び国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（QDMTT））等の取扱いも含めたグローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の取扱いについて実務対応報告第 44 号の当面の取扱いを継続するために改正を行うかどうかについて審議を行った。

5. また、これに併せて、実務対応報告公開草案「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」の文案及びコメント募集の文案についても検討を行った。

本日の審議事項

6. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい。

- (1) 実務対応報告公開草案（実務対応報告第 44 号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」¹（審議事項(1)-2）

- (2) コメントの募集及び公開草案の概要（審議事項(1)-3）

このうち(1)が公表議決の対象となる。また、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「会計基準適正手続規則」という。）第 20 条第 3 項²に基づき、(2)「コメントの募集及び本公開草案の概要」に記載した公開草案の公開の期間を短縮する提案についても議決の対象となる。

なお、前回の委員会からの修正点は、参考資料としている修正履歴付きの資料をご参照いただきたい。

7. 第 89 回税効果会計専門委員会及び第 517 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(1)-4にてお示ししている。

以上

¹ 第 89 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見を踏まえて、実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」と平仄を合わせた標題とした。

² 会計基準適正手続規則第 20 条第 3 項では、「前 2 項における公開草案及び論点整理の公開の期間は、原則として、2 ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」とされている。